

平成
16年度

情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況

昨年度の情報公開制度・個人情報保護制度の請求件数は、前年と比較すると減少しました。市の情報公開条例(第6条)・個人情報保護条例(第6条)において、毎年、制度の実施状況を公表することが定められています。ここで昨年度の実施状況をお知らせします。

〔情報公開制度〕 ①制度の利用状況

実施機関の名称	開示の請求件数	全部開示決定件数	一部開示決定件数	不開示決定件数	文書不存在決定件数	一部却下決定件数
議会	0	0	0	0	0	0
市長	2	1	0	0	1	0
教育委員会	1	0	0	0	1	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
計	3	1	0	0	2	0

*平成16年度の利用件数は2件ですが、1件(整理番号1)で、実施機関が市長部局と教育委員会にまたがっているため、【開示の請求件数】では、3件となっています。

②情報公開請求の内訳

整理番号	受付日	公文書の内容または件名	決定内容	不開示等の理由	担当課
1	H16.4.6	市立保育園・幼稚園・小中学校で行われた歯科検診の結果の書類(11~15年度分)	不存在	—	児童家庭課・学校教育課
2	H16.11.16	2002年度以降に住居表示及び町名改正により変更された住居表示の新旧対照表	全部開示	—	総務課

③異議申し立てについて 平成16年度における異議申し立ての件数は0件でした。

〔個人情報保護制度〕 ①制度の利用状況

実施機関の名称	開示の請求件数	全部開示決定件数	一部開示決定件数	不開示決定件数	文書不存在決定件数
議会	0	0	0	0	0
市長	3	2	0	0	1
教育委員会	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0
計	3	2	0	0	1

情報公開コーナー

市役所1階
総合届出案内の横

パンフレットと審議会の議事録等をはじめとした行政資料の棚があります。パンフレットについては、自由にお持ち帰りください。行政資料については、コーナー内で閲覧することができ、コピーが必要な場合は、A3版まで1枚10円にて自由にその場でコピーすることができます。また、パソコンでインターネットを利用(10分10円)することもできます。

②個人情報開示請求の内訳

整理番号	受付日	公文書の内容または件名	決定内容	担当課
1	H16.7.9	請求者に関する土地売買契約の内容について	全部開示	用地・地域振興担当
2	H16.7.12	請求者に関する土地売買契約の内容について	全部開示	用地・地域振興担当
3	H16.10.27	住民票の履歴について	不存在	市民課

③異議申し立てについて 平成16年度における異議申し立て、個人情報の訂正請求の件数は0件でした。

平成17年度
65歳以上の方
(第1号被保険者)の

介護 保険料

○平成17年度の保険料【石狩市の基準額＝3,800円】

段階	該当になる方	保険料率(月額換算)	平成17年度(年額)
1	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方	基準額×0.5 (1,900円)	22,800円
2	世帯全員が市民税非課税の方	基準額×0.75 (2,850円)	34,200円
3	本人が市民税非課税の方 (市民税を課税されている方と同居)	基準額 (3,800円)	45,600円
4	本人が市民税を課税されていて、 合計所得金額が200万円未満の方	基準額×1.25 (4,750円)	57,000円
5	本人が市民税を課税されていて、 合計所得金額が200万円以上の方	基準額×1.5 (5,700円)	68,400円

※保険料の納付方法(特別徴収・普通徴収)についても同時にお知らせします。

◆この表は、65歳以上の方に適用になります(40～64歳の方は医療保険ごとに計算されます)。

◆どの保険料段階に当てはまるかは、前年の所得などにより毎年見直されます。

◆普通徴収(納付書)の方は上記年額を9回で、特別徴収(年金天引)の方は6回で納付します。



平成17年度介護保険料の決定通知書、納入通知書が6月中旬に送付されます。
介護保険制度は、市町村ごとに5年を1期として3年ごとに策定される「介護保険事業計画」に基づき運営されます。
この計画に基づいて算定された65歳以上の皆さん(第1号被保険者)の介護保険料は、左表のとおりです。
一人ひとりの保険料が「石狩市の介護」を支えています。必ず納期までに納めましょう。

標準負担額の減額

介護保険施設に入所している方で要介護1以上の認定を受けた方の標準負担額(食事負担分)については、その方および世帯員の所得に応じて、次のように減額されます。

○1日当たりの標準負担額

所得区分	食事負担額
1) 生活保護受給世帯 2) 市町村民税が世帯全員非課税であって、老齢福祉年金受給者	300円
市町村民税が世帯全員非課税である方	500円
上記以外の方	780円

※申請に基づき、減額該当者には「介護保険標準負担額減額認定証」を交付します。

※申請月に応じて有効期間が変わります。
※すでに、認定証をお持ちの方で引き続き利用される時は、毎年6月に申請が必要です。

●申請に必要な物 申請書・印鑑

市独自の保険料減免措置

- 保険料第1段階(生活保護受給者を除く)または第2段階
- 本人の年間収入が(遺族年金・障害年金等非課税収入を含む)140万円未満
- 2人世帯の場合200万円未満(世帯員1人増えるごとに60万円加算)
- 預貯金が100万円未満(1人増えるごとに50万円加算)
- 居住用以外の活用できる資産を所有していない
- 過去の保険料に未納がない
- 市民税課税者に扶養されていない
- 以上すべての要件を満たしている方
- 保険料第1段階の方
……第1段階保険料の2分の1
- 保険料第2段階の方
……第1段階保険料

にそれぞれ減免されます。
申請方法・提出書類等詳しくはお問い合わせください。

保険料の納入が滞った場合は?

保険料を滞納している方がサービスを利用する場合は、原則として、

- ①1年以上の滞納の場合には、いったん、サービス費用の全額を支払っていた上で、市の窓口で、費用の9割の払い戻しを受けることになります。
- ②1年6か月以上滞納の場合には、滞納している保険料の額を給付される金額から差し引くことになります。
- ③65歳からの保険料を長期間滞納していた場合には、その期間に応じた一定期間、保険から給付される額がサービスの費用の9割から7割に引き下げられるほか、高額介護サービス費の支給も受けられなくなりますので、注意が必要です。

災害・失業・倒産などで、保険料を納めることが難しい場合は、保険料の減免が受けられる場合がありますので、窓口でご相談ください。